

令和 5 年 川 西 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

開会 令和 5 年 5 月 12 日

閉会 令和 5 年 5 月 12 日

令和5年川西町議会第2回臨時会会議録（開会）

召集年月日	令和5年5月12日
召集の場所	川西町役場議場
開 会	令和5年5月12日 午前10時00分 宣告
出席議員	1番 松波 芳子 2番 齋藤 麻由 3番 安達 憲太郎 4番 阪本 学 5番 弓仲 利博 6番 福山 臣尾 7番 堀 格 9番 伊藤 彰夫 10番 石田 三郎 11番 寺澤 秀和 12番 芝 和也
欠席議員	8番 安井 知子
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した 者の職氏名	町 長 小澤 晃広 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 行政改革統括理事 石田 知孝 まちマネジメント担当理事 山口 尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井 宏純 住民保険担当理事 大西 成弘 総務課長 西川 直明 税務課兼債権管理課長 松下 正嗣 まちづくり推進課長 喜多 勲 福祉こども課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子 デジタル推進室長 梅津 光章 社会教育課長 浅田 裕信 教育総務課長 高場 慎太郎 ----- 会計管理者 岡田 充浩
本会議に職 務のため出 席した者の	議会事務局長心得 池原 由香里 モニター係 西村 俊哉
本日の会議 に	別紙議事日程に同じ
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した 1番 松波 芳子 議員 2番 齋藤 麻由 議員

令和5年川西町議会第2回臨時会（議事日程）

令和5年5月12日(金) 午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名
第1 第2	選挙第1号	仮議席の指定 議長選挙について
	(日程追加)	
第1 第2 第3 第4	選挙第2号	議席の指定について 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長選挙について
第5	選任第1号	常任委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について 総務建設経済委員会 厚生文教委員会
第6	選任第2号	駅周辺整備特別委員会の委員長、副委員長並びに委員
第7	選任第3号	工業ゾーン創出特別委員会の委員長、副委員長並びに
第8	選任第4号	議会運営委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について
第9	選任第5号	議会選出の委員の選任について 都市計画審議会
第10	選挙第3号	議会選出の委員の選挙について 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員 国保中央病院組合議会議員 水道企業団組合議会議員 奈良県広域消防組合議会議員
第11	承認第6号	令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第12	承認第7号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第13	承認第8号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第14	同意第1号	監査委員(議員)の選任について

(午前10時 開会)

◆事務局長（池原由香里） おはようございます。

事務局長心得の池原でございます。

本臨時会は、一般選挙後最初の議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、堀 格議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。

堀議員、臨時議長席にお着きください。

○臨時議長（堀 格議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介いただきました堀でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員中、年長のゆえをもちまして臨時に議長の職務を行います。

どうかよろしく御協力のほどお願い致します。

まず、このたびの選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たのでありますが、初対面の方もおられますので、新しくなられました1期議員の自己紹介をさせていただきたいと思えます。

まず1番、松波芳子議員。

▽1番議員（松波芳子議員） 松波芳子です。

よろしくお願いいいたします。

○臨時議長（堀 格議員） 続きまして、2番、齋藤麻由議員。

▽2番議員（齋藤麻由議員） 齋藤麻由です。

よろしくお願いいいたします。

○臨時議長（堀格議員） 次に、3番、安達憲太郎議員。

▽3番議員、安達憲太郎です。よろしくお願ひします。

○臨時議長（堀 格議員） それでは続きまして、理事者側の紹介をいたしたいと思えます。

事務局長お願ひします。

◆事務局長（池原由香里） 理事者の紹介をいたします。

～理事者紹介～

○臨時議長（堀 格議員） さて、今日の地方議会の活性化が叫ばれる中、私どもの責務といたしまして、理事者側と真剣な議論を尽くしまして、川西町の発展と、住民の福祉向上に向けまして、適切な政策を策定し、決定してまいりたいと思っております。

皆様よろしくお願ひ申し上げます。

それでは本来の議会運営に移らせてまいります。

ただいまの出席議員は、11名で定足数に達しております。議会は成立いたし

ておりますので、これより令和5年川西町議会第2回臨時会を開催いたします。

まず、町長より、臨時会招集につきましての挨拶を受けることといたします。お願いいたします。町長。

(町長 小澤 晃広 登壇)

◎町長 (小澤晃広) 改めまして皆様おはようございます。

本日ここに、令和5年川西町議会第2回臨時会を開催いたしましたところ、公私ともに御多用の中御出席賜り、誠にありがとうございます。

本臨時会は、去る4月の川西町議会議員選挙を経て、新たな議員の方々をお迎えする初めての議会であります。

私は就任させていただいたときにお話させていただいたように、川西町に関係いただいている皆様と、ワンチームになり、川西町での暮らしをより良く、川西町の未来をより良いものにすることを目指していきたいと、取組を進めております。

そのためにも、町民の皆様を代表される議員の皆様に、取り組む施策、事業の推進に関し、しっかりと御説明を申し上げ、また皆様からお寄せいただく声にしっかりと耳を傾け、対話させていただく中で、謙虚に前向きに町政を進めていきたいと考えております。

何とぞ御指導御鞭撻、御理解御協力のほど、お願い申し上げます。

また先日、奈良県の新しい知事として、山下知事が就任されました。

当初より、以前とは全く違う姿勢、方向性での県政が始まっております。

すでに川西町に関わる大きな事業である大和平野中央田園都市構想の推進、まほろば健康パークの再整備などに関連する予算執行が停止となっております。

これから再度、県との協働関係を築いていかねばならない、まさにゼロからのスタートであります。

これまで県と取り組んできたものを無駄にせず、川西町の暮らしを未来に生かしていくことができるよう、私達といたしましても、危機感を持って取り組んでまいります。

これからさらに、奈良県民、川西町民としての声をしっかりと県に届けていくことが大切だと考えておりますので、この点に関しましても、皆様の御協力のほどお願い申し上げます。

さて、今、臨時会では、専決処分の承認案3件と人事同意案1件を御審議いただくこととしております。

何とぞ慎重御審議の上、賛同を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、私の開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○臨時議長（堀 格議員） はい、ありがとうございました。

これより会議に入りますが、会議に先立ちまして、8番、安井知子議員より欠席届が提出されております。

その旨、改めて付言しておきます。

それでは本日の会議に入ります。日程第1、仮議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定によりまして、議長により指名することとなっておりますので、議長の選挙が終了し、就任するまで、ただいまの御着席の通り、仮議席として指定をいたします。

よろしくお願いたします。

続きまして、日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。議事を円滑に推進するため、しばらく休憩といたします。

午前10時10分 休憩

午前10時19分 再開

○臨時議長（堀 格議員） それではこれより再開いたします。

皆様方にお諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、臨時議長よりの指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（堀 格議員） はい。異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました

それでは議長に、弓仲利博議員を指名いたします。

それでは、お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました。弓仲利博議員を、議長の当選人と定めることにつきまして、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（堀 格議員） はい、異議なしと認めます。

よって、弓仲利博議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました弓仲利博議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、弓仲利博議員より、当選の受託並びに挨拶を受けることといたします。お願いいたします。

（議長 弓仲利博議員 登壇）

●議長（弓仲利博議員） 弓仲でございます。

議長就任にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま、議員の皆様のお推挙により、議長に就任させていただくことになりました。

大変光栄に存じますとともに、職責の重大さを痛感いたしております。

この上は微力ではございますが、議会改革と、人口増加を可能とする政策を最優先の課題として、町政の発展に最善の努力をしてまいり所存でございますので、議員の皆様、並びに町長をはじめ、理事者の皆様方には、今後とも格別の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○臨時議長（堀 格議員） 弓仲新議長、頑張ってください。

これをおもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。

皆様、議事の進行に御協力をいただきました。ありがとうございました。

それでは議長席を弓仲新議長と交代いたします。

●議長（弓仲利博議員） それでは皆さんよろしくお願いたします。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議事日程の追加をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加することに決定いたしました。

ただいまから、議事日程はお手元に配付いたしております。議事日程表とおりであります。

これより日程第1、議席の指定を行います。

お諮りいたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっておりますので、指定を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

それでは、議席の指定を行います。

ただいま御着席の仮議席を議席として指定いたします。

議席番号と名前を事務局長より報告願います。

◆事務局長（池原由香里） それでは、議席番号を朗読いたします。

議席番号1番、松波芳子議員。

2番、齋藤麻由議員。

3番、安達憲太郎議員。

4番、阪本学議員。

5番、弓仲利博議員。

6番、福山臣尾議員。

7番、堀 格議員。

8番、安井知子議員。

9番、伊藤彰夫議員。

10番、石田三郎議員。

11番、寺澤秀和委員。

12番、芝 和也議員。

●議長（弓仲利博議員） ただいまの報告どおり、次回より、ただいまの指定の議席へ御着席ください。

続きまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、1番、松波芳子議員、及び2番、齋藤麻由議員の2名を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の期間は、本会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を議題といたします。

議事を円滑に推進するため、暫時休憩いたしたいと思います。

午前10時22分 休憩

午前10時55分 再開

●議長（弓仲利博議員） それでは再開いたします。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長より、指名推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

副議長に、福山臣尾議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名されました福山臣尾議員を、副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、福山臣尾議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました。福山臣尾議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。福山臣尾議員より、

当選の受託及び挨拶があります。福山臣尾議員。

(副議長 福山臣尾議員 登壇)

▼副議長(福山臣尾議員) 皆様、改めましておはようございます。

副議長就任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様の御推挙により、副議長に就任させていただくこととなりました。

大変光栄に存じますとともに、職責の重大さを痛感しているところでございます。

この上は、もとより微力ではございますが、議長とともに町政の進展のため、全力を尽くしてまいる所存でございますので、何とぞ皆様方の格別の御指導御鞭撻を賜りたく、お願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

●議長(弓仲利博議員) 続きまして、日程第5、選任第1号、常任委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について、日程第6、専任第2号、駅周辺整備特別委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について、日程第7、専任第3号、工業ゾーン創出特別委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について、日程第8、専任第4号、議会運営委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任についての4議案を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(弓仲利博議員) 異議なしと認め、一括議題といたします。

選任の方法については、お手元に配布させていただきました名簿のとおり指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(弓仲利博議長) 異議なしと認めます。

事務局長より報告願います。

▽事務局長(池原由香里) それでは、御報告申し上げます。

敬称を略し朗読いたしますので、よろしく御了承願います。

常任委員会より申し上げます。

総務建設経済委員会、委員長 阪本学、副委員長 芝 和也、委員 堀 格、福山臣尾、安達憲太郎、松波芳子、以上の6名の方です。

次に厚生文教委員会、委員長 伊藤彰夫、副委員長、石田三郎、委員 寺澤秀和、安井知子、弓仲利博、齋藤麻由、以上6名の方々です。

続きまして、特別委員会を申し上げます。

駅周辺整備特別委員会、委員長、堀 格、副委員長、松波芳子、委員、芝 和也、寺澤秀和、石田三郎、伊藤彰夫、安井知子、福山臣尾、弓仲利博、阪本学、

安達憲太郎、齋藤麻由。

次に工業ゾーン創出特別委員会、委員長、伊藤彰夫、副委員長、阪本学、委員、芝 和也 寺澤秀和、石田三郎、安井知子、堀 格、福山臣尾、弓仲利博、安達憲太郎、齋藤麻由、松波芳子。

続きまして、議会運営委員会を申し上げます。

委員長、寺澤秀和 副委員長 阪本学、委員、伊藤彰夫、堀 格、安達憲太郎。

以上5名の方です。

報告は以上となります。

●議長(弓仲 利博議員) ただいま事務局長より報告いたしましたとおり、常任委員会、特別委員会および議会運営委員会の委員長、副委員長並びに委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、日程第9、専任第5号、議会選出の委員の選任を議題とします。お諮りいたします。選任の方法についてはお手元に配付させていただきました。名簿の通り指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

事務局長より報告願います。

▽事務局長(池原由香里) それでは報告申し上げます。

敬称を略し、朗読いたしますので、よろしく御了承お願い致します。

都市計画審議会委員、石田三郎、伊藤彰夫、堀 格、安達憲太郎、齋藤麻由、以上の5名の方です。

報告は以上となります。

●議長(弓仲 利博) ただいま事務局長より報告いたしました通り、議会選出の委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、日程第10、選挙第3号、議会選出の委員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員に弓仲利博、福山臣尾議員、安達憲太郎議員、齋藤麻由議員。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に阪本学議員。

国保中央病院組合議会議員に弓仲利博、福山臣尾議員。

水道企業団組合議会議員に弓仲利博、福山臣尾議員 堀 格議員。

奈良県広域消防組合議会議員に阪本学議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員、国保中央病院組合議会議員、水道企業団組合議会議員及び奈良県広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(弓仲利博議員) ただいま各議員が議場におられますので、議会規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

お諮りいたします。

日程第11、承認第6号、令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてから、日程第13、承認第8号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまで、すでに招集通知と共に配付いたしております関係上、各位におかれましては、熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することに決定いたしました。

日程第11、承認第6号、令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分について、日程第12、承認第7号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、及び日程第13、承認第8号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを一括議題としたいと思っております。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

よって、承認第6号、承認第7号及び承認第8号は、一括議題とすることに決定いたしました。

承認第6号、令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分について、承認第7号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について及び承認第8号、

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 小澤晃広 登壇)

◎町長(小澤晃広) それではまず、承認第6号、令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてから御説明いたします。

これは第3款 民生費のうち、子育て世帯生活支援特別給付金事業費に係る予算の補正であります。

国において、食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、生活資金特別給付金を支給する措置を決定されたところであり、これを受けて、本町においても、住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童1人当たり一律5万円をプッシュ型で早急に給付する必要性が生じたため、事業費700万円、事務費160万8000円、合計860万8000円、歳入歳出予算で補正するべく、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきます。

なお、当該予算の財源は全額、国・県支出金であります。

次に、承認第7号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを御説明いたします。

これは地方税法等の改正に伴い、町民税にあつては、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置及び優良住宅地の造成等に係る土地長期譲渡所得の特例措置を延長するとともに、固定資産税にあつては、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンションに対する減額措置を創設するほか、軽自動車税にあつては、環境性能割の税率の特別措置の見直しや種別割の税率の特例期限を延長するなど、関連規定を緊急に整備する必要性が生じたことから、同条例を改正すべく、地方自治法の規定により専決処分を行ったものであります。

なお、施行期日は、固定資産税、軽自動車税等、経過措置の適用があるものを除き、令和5年4月1日としております。

次に、承認第8号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

これは、地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に引き上げるとともに、世帯所得が一定以下の者に対する軽減措置について、所得判定基準を見直し、5割軽減分にあつては、被保険者に乗ずる額を28万5000円から29万円に、2割軽減分にあつては同じく52万円から53万5000円にそれぞれ引き上げて、軽減対象者を拡充するなど、関係規定を緊急に整備する必要性が生じたことから、同条例を改正すべく、地方自治法の規定により専決処分を行ったものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日であり、令和5年度課税分から適用することとしております。

説明は以上であります。

何とぞよろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（弓仲利博議員） 説明が終わりました。

これより承認第6号から承認第8号についてまでの審議に入ります。

質疑ございませんか。

12番、芝議員。

◆12番議員（芝和也議員） 12番、芝 和也です。

それでは、町長から説明のありました、3議案のうち、承認8号、国保税条例について若干お伺いいたします。

今般ルールが変わりまして、町長御案内のとおり、国保の後期支援金分の課税限度額の引き上げと、法定軽減のうち5割と2割の対象を広げる改定ですが、この動きについてであります。これまでから議論を交わしていますように、負担が可能などころでは、その能力に応じた形に引き上げて、底辺については、軽減免除の方向へルールも含めて、徐々にではありますけれども、拡充しているという、そういう動きが起こってきているのが現状であります。

方向として、こうした負担必要な負担が可能なのところには広げて、底辺、軽減策が必要な人はその対象を広げていくというこういう動きでありますけれども、この動きについて、町長自身はこの間、徐々に徐々に拡充してきているなと私は認識していますけれども、町長自身その動きについてのご認識はいかがでありますか。その辺を聞いておきたいと存じます。

●議長（弓仲利博議員） 町長。

◎町長（小澤晃広） この承認第8号の国民健康保険税の件でございますけれども、国全体としましても、この制度をしっかりと継続性を持たせていくために、いろいろ検討され、進めていらっしゃるものと認識しております。

所得がどのように、分散しているのか、っていうことを踏まえ、こういった形での改正を進めることが、公平性等を考えた場合に、適切という判断の見解を持って進めていらっしゃるものであろうというふうに考えておりますので、それを認識して、私もそうあるべきものかなというふうに考えておる次第でございます。

●議長（弓仲利博議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝和也議員） 一定対象が広がってる、軽減の対象が広がってる、負担能力のあるところにはその応分の負担分がかぶさってきているという動きであって、それは町長自身も現在そういう拡充の動きが起こっているという認識であるという話であったかというふうに思います。

それです、今般、国保税なんですけれども、所得税において、一定の所得に満たなければ、非課税、こういうふうに仕組みはなっていますけれども、このことは小澤町長も承知の通りであります、国保税においてはこの非課税者に対しても賦課徴収するということになっていますので、ここに同じ税制度でありながら、制度の矛盾が生じていることから、やっぱりその矛盾の解消が必要だということで、今般のように、底辺のところでは、軽減対象が広がるように、そういうふうになっているのがこの動きの側面であるというふうに私は見ていますけれども、この辺、一方所得税においては、一定所得に満たない人には、非課税だと課税の必要がないと、税の負担がいきませんよというふうになってながら、国保税については、その人らも含めて、賦課徴収する対象になっているというこの矛盾の解消でありますけれども、この辺は、町長自身、課税権限者であります、一方で非課税のあるものに対して一方では賦課徴収するという、このところはやっぱり課税権限者には鋭く問われている問題だというふうに心得ますが、この辺、町長自身、制度上のこうした矛盾、出来事について、どういふふうにお感じになっておられるか、御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

●議長（弓仲利博議員） 町長。

◎町長（小澤晃広） この点に関しましては、何度か議論させていただいてるかと思うんですけれども国保税の制度として、受益者が負担するという部分の考え方によってこのような形になっているという認識であります。

今、芝議員おっしゃったような考え方もございますので、そういったことも踏まえられて、今回の改正等の動きがあるものなのだろうというふうに私としては認識しておる次第でございます。

●議長（弓仲利博議員） 12番、芝 議員。

◆12番議員（芝和也議員） ここが、一つの町長と、歴代町長、小澤町長含めて歴代町長と議論を交わしている問題での平行線で経過している制度上の矛盾点の解消についての議論のポイントだというふうに私も思っているところです。

受益者負担という考え方がこの手の議論のときには、歴代町長も含め理事者各位からもだいたい出てくるんですけれども、損保とか生命保険などのように、民間の保険の場合と、医療保険のように、社会保障の制度として実施されている保険制度では、本質的に違ふと私は思っているんですけれども、だから極論しますと、お金のあるなしで、益を受ける内容が異なってしまうたらよろしくないというの、社会保障の基本的な考え方、民間の損保や生命保険の場合はそれに応じて掛け金に応じた保障をきちんと受けるというここは掛けた人がその分、益を得ると、こういうことになってるんですけれども、医療保険の場合は社会保障、社会保険制度社会保障の制度として実施されているものでありますの

で、ここが同じ受益者負担云々という考えであっても、本質的に違う問題というふうに心得ていますけれども。

この辺の認識は、町長御自身いかがお考えになっているか、御所見を聞いておきたいというふうに思います。

●議長（弓仲利博議員） 森田副町長。

◆副町長（森田政美） 直接な回答になるかどうかわかりませんが、国民健康保険、国民の皆保険の制度を守るという意味で、やはりそれなりの相互扶助の関係もございますので、皆さんが所得の低い方からも一定の割合の保険料をいただく、同等に比較したら駄目なのかもしれませんが、介護保険は料ですけども、あれも相互扶助の観点から、所得の低い人には所得に応じた保険料をいただいておりますので、やはり国民全員で加入されてる方ですけども、支えていく制度でございますので、単純に非課税だから、取らないそれは一つの考え方もしれないですけども、保険制度としては、そういうふうに皆さん全員で支え合うって、皆保険の制度、維持するためには必要なことなのかなというふうに認識しております。

●議長（弓仲利博議員） 他に御質問ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

承認第6号、令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分について、承認第7号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、及び承認第8号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についての承認案3件を一括採決いたします。

この採決は挙手により行います。

承認第6号から承認第8号までについて、承認することに賛成の議員は挙手を願います。

（挙手する者あり）

●議長（弓仲利博議員） 賛成全員であります。

よって承認第6号から承認第8号までについては、承認することに決定いたしました。

続きまして日程第14、同意第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読を求めます。

◇事務局長（池原由香里） 同意第1号、監査委員の選任について、次のものを川西町監査委員に選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定により、

議会の同意を求める。

住所 奈良県磯城郡川西町大字結崎 3 3 0 番地の 9 6

氏名 堀 格、

生年月日、昭和 1 9 年 3 月 3 0 日

令和 5 年 5 月 1 2 日提出

川西町長 小澤晃広

以上でございます。

●議長（弓仲利博議員） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。本件においては、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、提案説明を省略したいと思っておりますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案説明を省略することに決定いたしました。

ただいま選任されました堀 格議員は、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、自己一身上に関する事項でありますので、御退席を願います。

これより採決に入ります。

この採決は挙手によって行います。

同意第 1 号は原案のとおり、選任同意することに賛成の議員は挙手を願います。

（挙手する者あり）

●議長（弓仲利博議員） 賛成全員であります。よって、本件は、原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

堀 格議員、議場にお入りください。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

閉会にあたり、町長より挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

◎町長（小澤晃広） 本日は、慎重御審議の上、御承認を賜り、誠にありがとうございました。

今、まさに県の体制が変わり、川西町にとって非常に大切な局面を迎えていると認識しております。

本日、決められました議会の新しい体制とともに、この局面をしっかりと皆様と共に乗り越えていきたいと考えております。

引き続きの御指導御鞭撻、御理解御協力を申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

●議長（弓仲利博議員） これをもちまして、令和5年川西町議会第2回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午前11時26分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年5月12日

川西町議会

議 長

臨時議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第6号	令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	5月12日	原案承認
承認第7号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5月12日	原案承認
承認第8号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5月12日	原案承認
選挙第1号	議長の選挙について	5月12日	選挙
選挙第2号	副議長の選挙について	5月12日	選挙
選任第1号	常任委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について	5月12日	原案可決
選任第2号	駅周辺整備特別委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について	5月12日	原案可決
選任第3号	工業ゾーン創出特別委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について	5月12日	原案可決
選任第4号	議会運営委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について	5月12日	原案可決
選任第5号	議会選出の委員の選任について	5月12日	原案可決
選挙第3号	議会選出の議員の選挙について	5月12日	選挙
同意第2号	川西町監査員(議員)の選任について	5月12日	原案同意